

## 八代市工事請負業者選定要領

(目的)

第1条 市が発注する建設工事の適正な施工を図るため、建設業者の選定について必要な事項を定める。

(選定機関)

第2条 市が発注する建設工事等の建設業者の選定については、八代市工事入札参加者資格審査委員会が行うこととする。

(指名建設業者)

第3条 建設業者を指名しようとするときは、競争入札参加資格審査申請書を提出し受理されている者のうちから選ばなければならない。

(等級別発注請負工事金額の区分)

第4条 等級別発注の標準とする工事の種類及び規模は、八代市工事入札参加者資格審査格付要領第2条第2項別表(工事種類規模別等級表)による。

2 建設業者を指名しようとするときは、当該工事の請負対象金額に応じ、これに対応する等級に属する建設業者のうちから選定する。ただし、特に必要があるときは、当該等級の直近の上位又は下位の等級に属する建設業者から選定できるものとする。

3 前項ただし書の規定により指名することができる建設業者の数は、前項の規定により指名しようとする建設業者の数の5割を超えることができない。

4 災害その他の理由により緊急を要する工事又は特別の技術若しくは特別の機械を必要とする工事等については、前2項に挙げる基準によらないことができる。

(指名建設業者の選定)

第5条 指名競争入札に参加する者を選定しようとするときは、次に掲げる事項について注意するとともに、当該会計年度における指名及び受注の状況を勘案して、指名が特定の者に偏ることのないようにしなければならない。

(1) 経営事項審査基準日以降における不誠実な行為の有無

(2) 経営事項審査基準日以降における経営状況

(3) 経営事項審査基準日以降における工事成績

(4) 当該工事に対する地理的条件

(5) 手持工事量の状況

(6) 当該工事施工についての技術的適性

(7) 経営事項審査基準日以降における安全管理の状況

(8) 経営事項審査基準日以降における労働福祉の状況

2 前項各号の事項の運用基準は、別表のとおりとする。

(指名建設業者の取消し)

第6条 指名競争入札通知後、指名建設業者が前条第2項の指名しないこととされている事項のいずれかに該当した場合は、当該指名を取り消すものとする。

附 則

この要領は、平成17年8月1日から施行する。

附 則(平成25年2月20日総務部長専決抄)

(施行期日)

1 この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

別 表

八代市工事請負契約に係る指名建設業者選定の運用基準

指名建設業者選定の注意事項	
1 経営事項 審査基準日 以降におけ る不誠実な 行為の有無	<p>次の事項のいずれかに該当する場合は、指名しないこと。</p> <p>(1) 八代市競争入札参加資格者指名停止等措置要領（平成25年2月20日総務部長専決。以下「指名停止要領」という。）に基づく指名停止期間中であること。</p> <p>(2) 市発注工事に係る請負契約に関し、次の事項のいずれかに該当し、当該状態が継続していることから請負者として不相当であると認められること。</p> <p>① 工事請負契約書に基づく工事関係者に関する措置請求に請負者が従わないこと等、請負契約の履行が不誠実であること。</p> <p>② 一括下請負、下請代金の支払遅延、特定資材等の購入強制等について、関係行政機関等からの情報により請負者の下請契約関係が不適切であることが明確であること。</p> <p>(3) 警察から、市長に対し、有資格業者又は有資格業者の役員等が、暴力団等（八代市契約等からの暴力団等排除措置に関する要綱（平成20年八代市告示第103号）第2条第4号に掲げるものをいう。以下同じ。）の構成員若しくは暴力団等関係者（同条第5号に掲げる者をいう。以下同じ。）であるとき、又は暴力団等の構成員若しくは暴力団等関係者と社会的に非難されるべき関係を有しているものとして、公共工事からの排除要請があり、当該状態が継続している場合等、明らかに請負者として不相当であると認められること。</p>
2 経営事項 審査基準日 以降におけ る経営状況	<p>手形交換所による取引停止処分、又は主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状態が著しく不健全である場合は、指名しないこと。</p>
3 経営事項 審査基準日 以降におけ る工事成績	<p>(1) 本市で定めた工事成績評定要領等に定める工事成績（以下「工事成績」という。）の平均が過去2年連続して60点未満である場合は、指名しないこと。</p> <p>(2) 工事成績等が優良であるかどうかを総合的に勘案すること。</p> <p>(3) 工事成績の平均が過去2年連続して80点以上であること、表彰状又は感謝状を受けていること等、工事の成績が特に優良である場合は、十分尊重すること。</p>
4 当該工事 に対する地 理的条件	<p>本店、支店又は営業所等の所在地及び当該地域での工事实績等からみて、当該地域における工事の施工特性に精通し、工種及び工事規模等に応じて、当該工事を確実かつ円滑に実施できる体制が確保できるかどうかを総合的に勘案すること。</p>
5 手持工事 量の状況	<p>工事の手持状況からみて、当該工事を施工する能力があるかどうかを総合的に勘案すること。</p>

6 当該工事施工についての技術的適性	<p>以下の事項に該当するかどうかを総合的に勘案すること。</p> <p>(1) 当該工事と同種工事について相当の施工実績があること。</p> <p>(2) 当該工事の施工に必要な施工管理、品質管理等の技術的水準と同程度と認められる技術的水準の工事の施工実績があること。</p> <p>(3) 地形、地質等自然的条件、周辺環境条件等、当該工事の作業条件と同程度と認められる条件下での施工実績があること。</p> <p>(4) 発注予定工事種別に応じ、当該工事を施工するに足りる有資格技術職員が確保されていること。</p>
7 審査基準日以降における安全管理の状況経営事項	<p>(1) 指名停止要領に基づく指名停止期間中である場合は、指名しないこと。</p> <p>(2) 市発注工事について、安全管理の改善に関し労働基準監督署等からの指導があり、これに対する改善を行わない状態が継続している場合であって、明らかに請負者として不適当であると認められるときは、指名しないこと。</p> <p>(3) 安全管理の状況が優良であるかどうかを総合的に勘案すること。</p> <p>(4) 市発注工事について過去2年間に死亡者の発生及び休業8日以上を負傷者がいないこと等、安全管理成績が特に優良である場合は、十分尊重すること。</p>
8 経営事項審査基準日以降における労働福祉の状況	<p>(1) 賃金不払に関する労働省及び当該関係機関からの通報が市長に対してあり、当該状態が継続している場合であって、明らかに請負者として不適当であると認められるときは、指名しないこと。</p> <p>(2) 市発注工事について建設業退職金共済組合又は中小企業退職金共済事業団と退職金共済契約を締結しているかどうか、又は証紙購入若しくは貼付が十分であるかどうかを総合的に勘案すること。</p> <p>(3) 建設労働者の雇用・労働条件の改善に取り組み、表彰状を受けていること等、労働福祉の状況が特に優良である場合は、十分尊重すること。</p>
<p>(注) 第1号から第3号まで、第7号及び第8号に係る事項については、必要があると認めるときは、経営事項審査基準日前の状況等も勘案し、当該状況等を判断することができるものとする。</p>	